

第35回はつかいち桜まつり出店者募集要綱

1. 開催日時 令和8年4月5日(日)午前9時30分～午後3時30分(予定) ※雨天決行

2. 開催場所 廿日市市木材港北 昭北グラウンド内

3. 出店資格 ① 廿日市商工会議所の会員

② 廿日市市内(佐伯・大野・宮島)各商工会の会員

③ はつかいち観光協会、宮島観光協会の会員

④ 公共的団体と認められる団体

のいずれかで本要綱・出店に関する規約・出店申込書の記載事項に同意いただける方

4. 出店料(税込)

1テント:25,000円

- ・テントサイズ横5.4m×たて3.6m・備品使用料を除く・原則1事業所1テント限り
- ・備品の使用料については別途出店申込書を参照(サイズは予定)

5. 出店料振込先・出店申込書先

申込書に必要事項をご記入のうえ、出店料及び希望される備品の使用料をお支払いください。

●出店料振込先

銀行名:もみじ銀行 支店名:廿日市支店 口座番号:1768241
口座名義人:はつかいち桜まつり実行委員会(振込手数料はご負担をお願いいたします)

※はつかいち桜まつり実行委員会は免税事業者です。インボイス制度には対応しておりません。

※払込名義人は、出店名等わかりやすいようにお願い致します。わかりにくい場合は、受付が遅れる場合がございます。

※出店申込書、出店料の両方が揃った時点で受付対応をさせていただきます。

●申込書・臨時食品取扱開設届 送付先(FAX可)

〒738-0015 広島県廿日市市本町5-1 はつかいち桜まつり実行委員会事務局
FAX (0829) 31-3822

※臨時食品取扱開設届は出店者名の記載も忘れずにお願いします。

- ・応募者多数の場合は、先着順となります。
- ・申込書等、出店料は、はつかいち桜まつり実行委員会事務局へ直接、持参されても対応いたします。
- ・出店者の理由等による返金はできませんので、あらかじめご了承ください。
- ・桜まつり出店者説明会～当日に悪天候その他不可抗力の原因で開催を中止または、一部中止した場合、主催者はこれによって生じた出店者及び関係者の損害は補償しません。また、出店者から支払われた費用も返却いたしません。

申込期限

令和8年2月3(火)～2月27日(金) 17時00分まで

6. キッチンカー、移動販売車での出店について

キッチンカー、移動販売車での出店もテント販売と同じ出店料です。会場における台数が決っており、応募多数の場合、先着順とし、テントでの出店または、お断りする場合がございます。

7. 出店者説明会

出店者への説明会を令和8年3月18日(水)14時から廿日市市商工保健会館

1階多目的ホールで開催いたします。

*注) 桜まつり当日の駐車券等を説明会でお渡ししますので、必ずご出席ください。

ご出席なき場合は、ご出店を見合させていただく場合もあります。

8. 出店留意事項

- 1) 出店場所等については主催者に一任させていただきます。
- 2) 出店者の駐車場の台数は1台のみです(駐車場は指定、出店者用駐車券を発行します)
- 3) 出店品目・価格等の調整は一切いたしません。
- 4) 出店コーナーの装飾・値札・釣り銭等は各出店者(団体)でご用意ください。
- 5) 無料配布物等の計画があれば、その旨を備考欄にご記入ください。
- 6) 来場者の安全に配慮する観点から、販売可能箇所は出店スペース内に限定させていただきます。
- 7) 商品や備品等は自己責任で管理してください。
- 8) 火気使用出店者はテント内に必ず消火器をご用意ください。また、揮発、引火の可能性がある燃料の使用は厳禁。(発電機等)
- 9) 火気使用出店者は出店申込書内の火気(電化製品含)機器、器具の有無、種類を詳細に記載してください。
- 10) 「臨時食品取扱い施設開設届」は、申込期限(令和8年2月27日(金))までにご提出ください。実行委員会で取りまとめて保健所に提出します。出店品目はすべて、正確に記入してください。提出後変更等があった場合は、「はつかいち桜まつり実行委員会」に再度提出してください。その他の許認可・届出事項等が出店に必要な場合は、各出店者(団体)で行ってください。※コピーの提出もお願いいたします。
- 11) 出店者のゴミは、各自ゴミ箱を用意し、持ち帰ってください。
- 12) 名義貸しが発覚した場合は、今年度の出店を見合させていただきます。また次年度の出店もお断りいたします。

【お申込先・お問合せ先】

はつかいち桜まつり実行委員会事務局

〒738-0015 広島県廿日市市本町5-1

一般社団法人はつかいち観光協会内

TEL (0829) 31-5656 FAX (0829) 31-3822

はつかいち桜まつり出店（展）に関する規約

1. 主催者から示された決めごとの厳守をお願いいたします。
2. テントの配置、出店場所等については、主催者にて決定させていただきます。
3. 主催者から提出を求められた書類は遅滞なくご提出をお願いいたします。
4. イベント会場に適用される全ての防火および安全法規を遵守してください。
5. 出店者は、主催者が定めた出店スペースを、いかなる理由があっても全部または一部を、他者と交換・譲渡・貸与などすることはできません。
6. 搬入・搬出の作業時間を遵守してください。
7. 通路など自テントおよび自スペース以外での営業行為は一切行うことができません。
8. 強い熱、臭気、または大音量を放つなどの他出店者や来場者の迷惑となるような行為は禁止とさせていただきます。もし、多大な迷惑を与えていると主催者が判断した場合、その行為を中止させていただく場合もございます。
9. 規定に違反した、もしくはその恐れがあると主催者が判断した場合、主催者は開催中に関わらず、出店取り消し及び販売商品の撤去等の措置をとらせていただきます。その際に発生する出店者の損害は補償出来ませんのでご了承下さい。また、出店者から支払われた費用も返却いたしません。
10. 出店者様のテント内及び商品など、出店者様の責により第3者に対し被害を与えた場合、主催者は一切責任を負いません。
11. 悪天候その他不可抗力の原因で開催を中止又は、一部中止した場合、主催者はこれによって生じた出店者及び関係者の損害は補償しません。また、出店者から支払われた費用も返却いたしません。ご了承ください。

第35回 はつかいち桜まつり出店申込書

事務局確認印

出 店 者	名 称(屋号)	出店要綱、出店申込書、出店に関する規約の記載事項に同意し出店を申込みます 印				
	所 在 地	〒				
	資 格 (該当するものに○)	①廿日市商工会議所会員 ③はつかいち・宮島観光協会会員		②佐伯・大野・宮島 商工会会員 ④公共的団体		
ご担当者名	氏 名	(部・課)				
	ご連絡先	TEL() - FAX() -	当日の連絡先(携帯) () -			
キッチンカー 出店	なし	あり	「あり」の場合、キッチンカーのサイズをご記入ください ※会場内で置ける台数が決っております。多数の場合は先着順としテント出店またはお断りをする場合がございます  横 m 縦 m			
出店料及び 備 品 等 申込後 以降は 備品等の 変更は できません	備 品 名	申 込 個 数			出店料・使用料	
	出店料	@ 25,000 ×		1		25,000 円
	販売台(机) (1.8m×0.6m)	@ 600 ×		台		円
	イ 斯	@ 300 ×		脚		円
	ビニールクロス	@ 300 ×		枚		円
	※100v電源 合計2kwが2回線まで	@ 5,000 ×		回線		円
	※100v電源は回線1本につき差込口は2口です。電力給供給量は2kwまでです。絶対にオーバしないでください。					
出店料 + 備品使用料の合計					円	
主な出店品目 <u>具体的に ご記入ください</u> <u>※申込後の 出店品目の 変更はできません</u>	品 目	数 量	品 目		数 量	
一番の主力商品 ()						
ガス等使用の 有無、有りの 場合使用 機器、器具	有・無	使用機器、器具 消防署届けのため詳細に ご記入ください 必ず消火器の用意を お願いいたします。			設置消火器 本数	
臨時食品取扱届 の有無	有・無	※臨時食品取扱い開設届は出店品目を、すべて正確に書いて提出してください。 提出後に、変更等があった場合は、実行委員会に提出してください。 出店品目について不明な場合は、保健所より直接、問い合わせがある場合がございます。				
搬入車両 駐車台数 について	搬 入に使用される車両の台数 ()台 (最大2台まで)					
	※開催時間内出店者専用駐車場に駐車可能な台数は 1台 です。 ※開催時間内の会場内での車両移動は一切禁止とさせていただきます。 ※展示車など会場内に駐車される車両は、必ず特別車両証をフロントガラスに提示してください(別途発行)					
備 考						

◎出店の名義貸しが発覚した場合は今年度の出店は見合させていただきます。また次年度の出店もお断りいたします。

◎応募者多数の場合は先着順となります。(出店申込書、出店料が揃った時点で受付対応させていただきます。)